

補助金交付申請の際に必要な書類

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）※必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。
- 2 改修計画書（第2号様式）
 - ※ 改修の概要については改修工事の箇所及び内容を明示すること。
 - ※ 必要に応じ、施工箇所の分かる平面図等を添付すること。
- 3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記のうちいずれか1つ）
 - (1) 固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】
 - ※令和5年6月以降申請は、令和5年度のものとする
 - (2) 固定資産家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】…資産税課・各地域センター（1通300円）
 - ※中央地域センターを除く ※発行から3か月以内のもの。
 - (3) 名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】…資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー（1通300円）
 - (4) 建物登記事項証明書…長崎地方法務局 長崎市万才町 8-16 095-826-8127（1通600円）
 - ※発行から3か月以内のもの。
- 4 市税の納付を確認できるもの
 - (1) 完納証明書（申請者分）…各地域センター（1通300円） ※発行から3か月以内のもの。
- 5 見積書
 - (1) 申請者宛てであることがわかるよう記載してあり、見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。
 - (2) 工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定し、消費税額の記載も必要。
- 6 着工前写真
 - (1) 建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真
- 7 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 手続きを代理人が行う場合 … 委任状（第3号様式）
 - (2) 住宅を所有する予定の者（要綱第2条第2号） … 売買契約書の写し等
 - (3) 住宅の所有者が死亡しており未相続の場合 … 戸籍謄本（住宅所有者との続柄がわかるもの）※発行から3か月以内のもの。
 - (4) 単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合（要綱第2条第4号）
 - 住宅改修工事にかかる委任状（第3号様式の2）
 - 補助対象住宅の所有者の住民票の写し【窓口で交付されたもの】※発行から3か月以内のもの。
 - 補助対象住宅所有者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本 ※発行から3か月以内のもの。

完了実績報告の際に必要な書類

（※ 事業完了後30日以内又は令和6年3月8日のいずれか早い日に提出）

- 1 完了実績報告書（第10号様式） ※ 印鑑は申請書と同じもの
- 2 工事完了証明書（第11号様式） ※ 印鑑は見積書と同じもの
- 3 完成写真 ※施工中、完了後の写真
- 4 工事代金の支払がわかる書類（領収書、受領書等）※ 印鑑は見積書と同じもの
- 5 アンケート
- 6 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 申請の段階で補助対象住宅に居住していなかった者 … 住民票の写し【窓口で交付されたもの】
 - ※発行から3か月以内のもの。
 - (2) 申請の段階で住宅を所有する予定であったもの（要綱第2条第3号） … 建物登記事項証明書
※発行から3か月以内のもの。